

公 告

広島県農業共済組合事業規程第67条第2項に基づき、令和8年4月1日以降に共済掛金期間の開始する家畜共済に係る家畜共済掛金率等を次のとおり公告する。

令和8年3月31日

広島県農業共済組合
組合長理事 野崎幸雄

1. 家畜共済掛金率
別表のとおり。

2. 共済金額

(1) 死亡廃用共済

死亡廃用共済の共済関係ごとの共済価額に、最高付保割合※1 を乗じた額と最低付保割合※2 を乗じた額の範囲内で組合員が申し出た金額とする。

※1 最高付保割合 80 パーセント

※2 最低付保割合 20 パーセント（肉豚は40パーセント）

(2) 疾病傷害共済

疾病傷害共済の共済関係ごとに病傷共済金支払限度額※3 を超えない範囲内で組合員が申し出た金額とする。

※3 病傷共済金支払限度額 = 引受価額×病傷共済金支払限度率×短期係数

引受価額 = 期首の飼養家畜の合計額（50万円×飼養頭数を上限）

短期係数 = 共済掛金期間(月数) / 12か月

共済掛金期間(月数)の1月未満の端数があるときは1月とする

3. 組合員負担共済掛金

共済掛金※4 から国庫負担額※5 を差し引いた額。

※4 共済掛金 = 共済金額×共済掛金率

※5 国庫負担額は、次の(1)と(2)のいずれか低い額

(1) 共済金額×基準共済掛金率×国庫負担割合

(2) 基準金額×加入頭数×基準共済掛金率×国庫負担割合

共済掛金率、基準共済掛金率は危険段階別の率

国庫負担割合は、牛・馬は1/2、豚は2/5